

入 札 概 要 書

Gemini活用推進研修委託業務

入札日 令和7年10月3日（金）

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

Gemini 活用推進研修委託業務

(2) 業務内容

Gemini 活用推進研修委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日まで

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、アからキまでに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者であること。

ウ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。

エ 本件入札に係る入札概要書及び仕様書（以下「入札概要書等」という。）の交付を受けた者であること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。

キ Associate Google Workspace Administrator 認定資格者又は Professional Google Workspace Administrator 認定資格者を雇用していること。

(2) 入札参加資格審査の申請手続きに関する事項

2の(1)のイの入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、令和7年9月26日（金）正午までに以下に示す提出場所へ持参または郵送し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

一般競争入札参加資格審査申請書の提出場所（持参または郵送）

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2066

ファクシミリ番号 088-621-2828

電子メールアドレス kanzaika@pref.tokushima.lg.jp

※一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。

3 担当する課の名称及び所在地

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部情報政策課行政DX推進室 プラットフォーム担当

電話：088-621-3263

FAX：088-621-2836

電子メール：gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp

4 入札概要書及び仕様書の交付期間、場所及び方法

(1) 期間

令和7年9月19日（金）から令和7年9月26日（金）正午まで

(2) 方法

徳島県ホームページより入札概要書及び仕様書を無料で配布する

5 入札参加の申込み

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1）の1部を持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期間内に必着のこと。）により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、県から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、(2)に示す提出期限までに申請書類を提出しない者、又は、申請書類を審査のうえ入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することはできない。

(2) 提出期限等

ア 提出期限

令和7年9月26日（金）正午まで（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）

イ 提出時間

午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。最終日は正午まで。）

ウ 提出場所

3に同じ

エ 提出方法

直接持参又は郵送。郵送の場合は書留郵便とし、封筒の表面に「Gemini 活用推進研修委託業務 一般競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きで明記し、提出期限までに必着のこと。

(3) 申請書類については、徳島県の審査を経て入札参加資格を確認し、その結果は、令和7年9月30日（火）までに通知する。

(4) その他

ア 一般競争入札参加資格確認申請書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書は、返却しない。

ウ 提出された一般競争入札参加資格確認申請書は、入札参加者の選定以外には使用しない。

6 仕様内容についての質問受付先、提出方法、受付期間及び回答

(1) 質問受付先

3に同じ

(2) 提出方法

「Gemini 活用推進研修委託業務に関する質問書」に質問内容を記載すること。

持参（3の場所）、FAX（088-621-2836）又は電子メール（gyouseidx@pref.tokushima.lg.jp）による（電話による問合せは不可）。

(3) 受付期間

令和7年9月19日（金）から令和7年9月26日（金）（土曜日、日曜日及び休日等を除く。）の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。最終日は正午まで）。

(4) 回答

問合せに対する回答は、令和7年9月30日（火）正午までに徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事にて掲示するものとする。

7 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月3日（金）午前11時00分

イ 場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁 1107会議室

(2) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には書留郵便とし（3）のアに掲げる受領期間内に必着のこと。）

(3) 郵送による場合の入札書の受領期間及び宛先等

ア 受領期間

令和7年10月2日（木）午後5時まで

イ 宛先

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企画総務部情報政策課行政 DX 推進室 プラットフォーム担当

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の方法等（「入札書記載例」参照）

ア 入札の方法は、総価で行うものとする。

イ 入札書は所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。

① 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

② 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

③ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 「住所」及び「氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

(ア) 代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の地位及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。代理人が法人又は組合等の社員である場合は、法人又は組合等の住所、法人名又は組合名等（支社・支店名等）及び氏名を記載することでも可とする。

ウ 入札者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、第2号による入札書を作成し提出しなければならない。この場合において、代理人により入札させるときは、入札当日、入札前に代理権を証する「委任状」を提出しなければならない。（「委任状記載例」参照）

エ 入札者は、その提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

（6）入札の無効

ア 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

① 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

② 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの

③ 「入札業務」で業務名の記載のないものまたは記載を誤ったもの

④ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

エ 同一事項に対してした2通以上の入札

オ 他人の代理人を兼ね、また2人以上の代理をした者の入札

カ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

キ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

（7）落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ5により入札参加資格があると認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（8）契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。なお、この契約に関し、落札者は、契約金額の積算内訳書を提出しなければならない。

8 その他

(1) 入札書提出時の提出書類

ア 入札書 1 通

イ 委任状（代理人が入札する場合） 1 通

ウ 顔写真付きの身分証明書

（委任状における受任者及び入札書における代理人の住所が法人又は組合等の住所であるときは、法人又は組合等の顔写真付きの社員証等）

(2) 入札書提出時の留意事項

ア 7 の内容を再度確認し、入札書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

イ 入札直前に、入札書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

ウ 本人確認ができない場合は、入札に参加できないものとするため、注意すること。

(3) 再入札時の提出書類

ア 入札書及び封筒の予備 1 通

(4) 再入札時の留意事項

ア 7 の内容を再度確認し、入札書記載内容に誤りがないかどうか確認すること。

イ 入札直前に、入札書記載内容の確認を行うので、封筒に封をせず持参すること。

委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と*****（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名 Gemini 活用推進研修委託業務

（2）委託業務の内容 別添の Gemini 活用推進研修委託業務仕様書
（以下「仕様書」という。）のとおりに

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約日から令和7年11月28日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金*****円とする（うち消費税及び地方消費税の額金*****円）。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する様式によ

る委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(検査等)

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書に基づき甲に承諾を求める場合は、再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額及びその他必要な事項について記載した書面を甲に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団

員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害があるときは、甲は乙に賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

（損害賠償）

第14条 乙は、その責めに帰する事由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（目的外の使用禁止）

第16条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

- 2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複写し、又は複製してはならない。
- 3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

（資料の保管）

第17条 乙は、委託業務に係る資料を適正に保管しなければならない。

（報告）

第18条 乙は、委託業務において事故が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

（契約不適合責任）

- 第19条 甲は、委託業務の完了後、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は損害の賠償をさせることができる。ただし、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。
- 2 甲は、前項の請求を行うには、契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知しなければならない。

(情報セキュリティ要件)

第20条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティ対策については、別記1「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙両者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和7年10月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後 藤 田 正 純

乙

Gemini 活用推進研修委託業務仕様書（案）

1. 件名

徳島県庁 職員向け Gemini 活用推進研修 委託業務

2. 目的

令和 7 年 10 月から全庁的に導入する Google Workspace 及び Gemini について、職員がその機能を最大限に活用し、業務の効率化及び高度化を図ることを目的とする。本研修を通じて、Gemini の基本操作の習熟に留まらず、県の課題である「データ分析」や「高度な情報整理」といった応用的な業務活用スキルを職員が習得し、将来的な DX 推進の土台を築くことを目指す。

3. 履行期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日まで

4. 実施場所

徳島県庁が指定する庁内会議室、またはオンライン形式

5. 業務内容

上記目的を達成するため、以下の内容を含む研修の企画、教材作成、講師派遣、運営、実施後アンケート及び報告を含む一切の業務を行うこと。

(1) 研修の全体構成

全 5 回の研修を以下のテーマで実施する。研修時間は目安であり、質疑応答を含め柔軟に対応すること。

- 第 1 回：思考を深化させる対話力と情報収集術（90 分）
- 第 2 回：データから洞察を生む分析力と視覚化（90 分）
- 第 3 回：専門知識の体系化と最新機能の活用（90 分）
- 第 4 回：【応用編】非プログラマーでも実現する GAS 作成、アプリ開発（60 分）
- 第 5 回：総合質疑応答&アドバンスド Tips（120 分）

(2) 各回の研修内容

アジェンダ案に基づき、以下の内容を含む実践的な研修を実施すること。

第1回：思考を深化させる対話力と情報収集術

- 目的：AI から望む回答を引き出す対話の基礎を習得する。
- 内容：
 - Gemini との対話の基本原則（モデルの違い、音声入力の利用等）
 - 効果的なプロンプトのコツ（役割設定、コンテキスト付与、多様な入力形式、マルチターン対話）
 - Gem の活用（プロンプトの保存・再利用、定型業務への応用）
 - 高度な情報収集とファクトチェック（Google ドライブ横断検索、ダブルチェック機能）
 - Google Workspace アプリ連携機能の活用（Gmail、ドキュメント等のサイドパネル）

第2回：データから洞察を生む分析力と視覚化

- 目的：手作業で行っているデータ集計・分析業務を効率化・高度化する。
- 内容：
 - Web 上の公開情報や社内データを用いた高度な情報収集・分析
 - 分析結果やアイデアを報告書・スライド等に視覚化し共有する方法（Canvas、Google サイトの活用）
 - Gemini in スプレッドシートによるデータ分析、グラフ作成、テキスト要約、AI 関数の活用

第3回：専門知識の体系化と最新機能の活用

- 目的：信頼できる情報源を活用し、継続的な業務改善のヒントを得る。
- 内容：
 - NotebookLM の基本操作と活用事例（県の条例やマニュアルに基づく Q&A システム構築等）
 - NotebookLM の Studio 機能を用いたコンテンツ生成
 - Gemini、NotebookLM 等の各種新機能紹介（研修当日までにリリースされた有益な機能を含む）

第4回：【応用編】非プログラマーでも実現する GAS 作成、アプリ開発

- 目的：プログラミング経験がなくても業務効率化につながるツールを実装できる可能性を学ぶ。
- 内容：
 - 第1回～第3回までの内容の振り返り
 - Gemini との対話による Google Apps Script（GAS）のコーディングデモンストレーション
 - Gemini への指示によるアプリケーション作成デモンストレーション
 - コーディングにおけるプロンプトのコツ（エラー発生時の質問方法など）

第5回：総合質疑応答&アドバンスド Tips

- 目的：研修全体の疑問を解消し、参加者一人ひとりの業務への定着を図る。
- 内容：
 - Gemini（Web アプリ）、サイドパネル、その他アプリ組み込み機能、NotebookLM に関する総合的な質疑応答（事前質問及び当日質問）
 - 業務ですぐに使える実践的な Tips 紹介
 - （注）本セッションでは、Google Apps Script のコーディング等、プログラミングに関する個別の技術的な質問は対象外とする。

(3) 研修教材

- 受講者用の研修テキスト及び演習資料一式を準備し、研修前に電子データで提出すること。
- テキスト等は、研修後も職員が参照し、自学自習できるよう配慮されたものであること。

6. 成果物

以下の成果物を、指定する期日までに電子データで納品すること。

- 研修テキスト及び演習資料一式（電子データ）
- 各回の研修内容を録画した動画データ
- 研修実施報告書（研修の実施概要、参加者アンケートの集計・分析結果を含む）

7. その他

研修内容は社内の Associate Google Workspace Administrator 認定資格者又は Professional Google Workspace Administrator 認定資格者が監修すること。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者を明確にしておかなければならない。

(作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

(サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

(情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

(業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報資産に対する侵害が発生した場合又は侵害のおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還又は廃棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

徳島県知事 後藤田 正純 殿

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

令和 7 年 9 月 1 9 日付け公告に係る「Gemini 活用推進研修委託業務」の一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 5 6 年徳島県告示第 2 6 号）第 4 条第 1 項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 本件入札に係る入札概要書及び仕様書（以下「入札概要書等」という。）の交付を受けた者であること。
- 5 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 6 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- 7 Associate Google Workspace Administrator 認定資格者又は Professional Google Workspace Administrator 認定資格者を雇用していること。

提出書類

- 1 会社概要等（様式－２）

会社概要等

１．会社沿革

２．本社，入札に参加する支社又は営業所等について

（１）本社

（住所）

（商号又は名称等）

（代表者の役職及び氏名等）

（電話番号）

（２）支社又は営業所等

（住所）

（商号又は名称等）

（代表者の役職及び氏名等）

（電話番号）

３．物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第４条第１項の規定による審査資格状況

営業種目コード及び 営業種目	営業品目コード及び 営業品目	業者コード	登録年月日

(Associate Google Workspace Administrator 認定資格者又は Professional Google Workspace Administrator 認定資格者を雇用していることを示す証明書類)

入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 Gemini活用推進研修委託業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

項目名「住所」「氏名」を記入

徳島県知事殿

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 Gemini活用推進研修委託業務

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

項目名「住所」「氏名」を記入

代 理 人 住 所

氏 名

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

徳 島 県 知 事 殿

令和 年 月 日

委任状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和____年____月____日に執行する『Gemini活用推進研修委託業務』の入札に関する一切の権限を委任します。

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名： Gemini活用推進研修委託業務

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

記載例 代表者本人が入札するとき

入札書

¥マークを付すこと

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、
入札概要書（もしくは入札説明書）を
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和○年○月○日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効
(含個人事業者)

項目名「住所」「氏名」を記入

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
万代産業株式会社

氏名 代表取締役 日本太郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

記載例 代理人が入札するとき

入 札 書

〒マークを付すこと

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	2	3	4	5	6	7	8	0

入札業務 ○○○○ 一式

入札が無効となる事例については、
入札概要書（もしくは入札説明書）を
確認すること

入札保証金 免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和○年○月○日

住所、会社名、代表者役職・氏名を記入
入札参加資格審査申請時の記載情報と異なる場合は無効
(含個人事業者)

住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
万代産業株式会社

項目名「住所」「氏名」を記入

氏名 代表取締役 日本太郎

代理人 住所 徳島市佐古 1 番町 1 番地

項目名「代理人」「住所」「氏名」を記入

氏名 加藤 一郎

徳島県知事 殿

宛先は徳島県知事であること

住所は代理人の自宅住所を記載
上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名
(支社・支店名等)、氏名を記載することでも可

令和〇年〇月〇日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
万代産業株式会社
氏名 代表取締役 日本 太郎

受任者 住所 徳島市佐古 1 番町 1 番地
氏名 加 藤 一 郎

私は、加藤 一郎 を代理人とし徳島県が令和〇年〇月〇日に執行する『〇〇〇〇〇〇〇』の入札に関する一切の権限を委任します。

- ・ 住所は代理人の自宅住所を記載
- ・ 顔写真付きの身分証明書で住所・氏名を確認します。
- ・ 上記会社の社員の場合は、会社 住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・ 顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。